

エレベーター型式適合認定申請チェックリスト (H26年4月1日以降)

(ロープ式標準型乗用エレベーター)

適合欄記入例(該当:○、非該当:ー)、参照先欄(仕:仕様書、計:計算書、図:図面、資:資料)の該当欄に記載頁を記入

項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
			仕	計	図	資	
0 全体	石綿等を添加した材料を使用していないこと。						法第28条の2
1 法定積載荷重	かご床面積が1.5㎡以下の場合は、3,600N/㎡以上。1.5㎡を超え3㎡以下の場合は、1.5㎡を超える面積に対して4,900N/㎡に、5,400Nを加えた数値以上であること。						令第129条の5第2項
	ただし、昇降行程が10m以下で、かつ、かごの床面積が1.1㎡以下では、1,800N/㎡以上とし、昇降行程が20m以下で、かつ、かごの床面積が1.3㎡以下で住宅、下宿又は寄宿舍に設けるエレベーターでは、2,500N/㎡以上で、かつ、1,300N以上であること。						H12告示第1415号第三号、第四号
2 強度計算積載量	強度計算上の積載量 \geq 法定積載荷重 \div 9.8であること。						令第129条の6第五号
3 表示上の定格積載量、定員	強度計算上の積載量 \geq 表示上の定格積載量であること。						令第129条の6第五号
4 員	定員 \leq 定格積載量 \div 65kgであること。						令第129条の6第五号
5 型式区分の明確化	定員、速度、かごサイズ、出入口方式が特定の1種類に限定されていること。						(型式認定条件)
6 かごの構造	出入口、天井救出口、換気口以外の部分は壁又は囲い、床及び天井で囲われていること。						H20告示第1455号第1第一号
7	天井救出口を設ける場合は、かご内から開かない構造であること。						H20告示第1455号第1第二号
8	換気上有効な開口部を設ける場合には、ガラリその他これに類するものが設けられていること。						H20告示第1455号第1第三号
9	かごの壁等は、任意の5cm ² の面に300Nの力が作用した場合において、次のイ及びロに適合するものとする。イ 15mmを超える変形が生じないこと。ロ 塑性変形が生じないこと。						H20告示第1455号第1第四号
10	かごの壁等に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする。イ 合わせガラス又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸(床面からの高さが1.1mを超える部分に限る。)に使用するガラスにあつては、厚さ6mm以上で幅20cm以下の網入ガラスとすることができる。ロ かごの壁又は囲い(床面からの高さが1.1m以下の部分)に使用するガラスにあつては、手すりを床面から0.8m以上1.1m以下の高さの位置に設けることその他安全上必要な措置が講じられたものであること。						H20告示第1455号第1第五号
11	かごの壁又は囲いは、その脚部を床版に、頂部を天井板に緊結すること。						H20告示第1455号第1第六号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
12	かごの構造	かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする事。					H20 告示第 1455 号第 1 第七号	
13		かごの床面で 50 ルクス以上の照度があること。					H20 告示第 1455 号第 1 第八号	
14		かごの天井の高さは 2m 以上であること。					H20 告示第 1455 号第 1 第九号	
15		かごの出入口の戸は、空隙のない構造となっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第一号	
16		かごの出入口の戸は、引き戸であること。					H20 告示第 1455 号第 2 第二号	
17		かごの出入口の戸の各部のすき間は 8mm 以下となっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第三号	
18		かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものとなっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第五号	
19		かごの出入口の戸は、かごの昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものとなっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第六号	
20		自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動ができるものであること。					H20 告示第 1455 号第 2 第七号	
21		自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、150N 以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の 3 分の 1 が閉じられるまでの間は、この限りでない。					H20 告示第 1455 号第 2 第八号	
22		構造上軽微な部分を除き、難燃材料であること。 (防火上支障がない建築物には、かごを可燃物で造るオプション仕様を許容。)					令第 129 条の 6 第二号	
23		かご天井救出 口省略の要件 (右のいずれか)	停電時でも昇降路外から制御器の操作でかごを昇降可能であること。					H12 告示第 1413 号第 1 第一号イ
	昇降路外の手動操作でかごを昇降できること。						H12 告示第 1413 号第 1 第一号ロ	
24	かご室にトランク の設置	かご床面からトランク部分の天井高さは、1.2m 以下であること。かご床面とトランク部分の床面との段差が 10 cm 以下であること。トランク部分には施錠装置付の扉を設けていること。					H12 告示第 1415 号第 1 第一号イ、ロ、ハ	
25		トランク部分の奥行寸法が、かごの奥行寸法以下で、かつ、トランク部分の奥行寸法とかごの奥行寸法の合計が 2.2m 以下であること。					H12 告示第 1415 号第 2 第二号	
26	仕様範囲の 上限設定	かご質量の上限が設定されていること。						
27		昇降行程の上限が明示されていること。						
28	かご構造部材	かご構造部材寸法を 1 種類に限定していること。					(型式認定条件)	

項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
			仕	計	図	資	
29 強度検証法	強度検証法で $\alpha_1=2.0$ 、 $\alpha_2=2.0$ （ガイドレールを除く。）を適用していること。 ただし、定格速度 45m以下、積載荷重 3,100N以下でかつ、昇降行程 13m以下のエレベーターでは、 $\alpha_1=1.6$ とすることができる。					H12 告示第 1414 号第 2 第一号イ(1)、ロ	
						H12 告示第 1414 号第 2 第一号イ(2)	
30	かご構造部材寸法を 1 種類に限定していること。						
31	かご枠及び床版の安全率が、常時 ≥ 3.0 及び安全装置の作動時 ≥ 2.0 であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第二号イ	
32	ガイドレールの強度検証法で、 $\alpha_2=3.0$ （早ぎき非常止めの場合、 $\alpha_2=6.0$ ）を適用していること。					H12 告示第 1414 号第 2 第一号ロ	
33	ガイドレールの安全率が、常時 ≥ 3.0 （常時荷重が掛からないものを除く。）及び安全装置の作動時 ≥ 2.0 であること。 ただし、建設省告示により短期許容応力度を定められた鋼材その他の金属のガイドレールにあつては、常時の応力度が規定又は認定された許容応力度の 1.5 倍以下、安全装置作動時の応力度が規定された又は認定された許容応力度以下であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第二号ハ(一)	
						H12 告示第 1414 号第 2 第二号ハ(二)、 H12 告示第 1414 号第 2 第二号但し書き	
34	レールブラケットの間隔の上限が適切な数値で設定されていること。					耐震設計施工指針 (2009 年版)	
35	ガイドレールで機器等の常時鉛直荷重を受けるものでは、座屈応力度（曲げ応力が常時かかるものでは、曲げ応力度との合計）が長期許容応力度以下であること。 一般鋼材(SS400)の場合、長期許容応力度 156 N/mm ²					H12 告示第 1414 号第 2 第二号ハ	
36	主索の安全率が、設置時 ≥ 5.0 及び使用時 ≥ 4.0 並びに安全装置の作動時において、設置時 ≥ 3.2 （巻胴式では 2.5）及び使用時 ≥ 2.5 であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号ロ	
37	主索の限界安全率が設置時 ≥ 3.2 （巻胴式では 2.5）であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号ハ	
38	支持ばりの安全率が、常時 ≥ 3.0 及び安全装置の作動時 ≥ 2.0 であること。支持ばりについては、標準とする支持間隔における部材寸法指定とすることを許容する。					H12 告示第 1414 号第 2 第二号ロ	
39 主索及び綱車直径	主索直径 ≥ 10 mm ϕ 、綱車直径/主索直径 ≥ 40 であること。 ただし、1/4 周以下のかかり代では、綱車直径/主索直径 ≥ 36 であること。 定格速度 45m以下、積載荷重 3,100N以下でかつ、昇降行程が 13m以下のエレベーターでは、綱車直径/主索直径 ≥ 36 、また、定格速度 30m以下、積載荷重 2,000N以下でかつ、昇降行程が 10m以下のエレベーターでは、主索直径 ≥ 8 mm ϕ 、綱車直径/主索直径 ≥ 30 であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号イ(1)、(3)(i)	
						H12 告示第 1414 号第 2 第三号イ(3)(ii) (iii)	
40	主索径及び本数を特定の 1 値に限定していること。						
41 主索種別	主索は、JIS G 3525(ワイローブ)又は JIS G 3546(異形線ローブ)であること。(法第 37 条認定品を使用する場合は、適合欄に「37」と記入のこと。)					告示第 1446 号	

42	主索端部構造	鋼製ソケットにパビット詰め、鋼製楔式ソケットであること。 定格速度 30m以下、積載荷重 2,000N以下でかつ、昇降行程が 10m以下のエレベーターでは、鋼製ソケットにパビット詰め、鋼製楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又は鋼製ソケットに樹脂固定であること。 (据え込み式止め金具については、現地での施工を禁止した施工管理書の提出を求める。)					H12 告示第 1414 号第 2 第三号イ(2)
43	耐震性の確保	滑節構造とした接合部は、かごに設けるガイドシュー等と昇降路に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するものとなっていること。					H20 告示第 1494 号第一号
44	(右のいずれか)	ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。					H20 告示第 1494 号第二号イ
		ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも 10mm 以上長いものであること。					H20 告示第 1494 号第二号ロ
45		かごのガイドレールのブラケットには、地震時に、索が回り込まないようにレールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索が設けられていること。					H20 告示第 1495 号第一号
46		釣合おもりのガイドレールのレールブラケットには、索が回り込まないようにレールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索が設けられていること。					H20 告示第 1495 号第二号
47		昇降路内の横架材には、地震時に索が回り込まないように横架材の端部が昇降路の立柱に緊結されていること。					H20 告示第 1495 号第三号
48		滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものであること。					H20 告示第 1498 号第一号
49		滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さは、3mm 以上で、かつ、索の直径の 1/3 以上であること。					H20 告示第 1498 号第二号
50		索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製のロープガードを設けること。					H20 告示第 1498 号第三号
51		ロープガードは、滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の 3/4 以下であり、それ以外のものは 17/20 以下であること。					H20 告示第 1498 号第四号イ及びロ
52		巻胴式においては滑車の索に面する部分の端部の最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上であること。この場合は前 2 項の規定は適用しない。					H20 告示第 1498 号第五号
53	釣合おもりの構造	釣合おもりの枠及び釣合おもり片により構成されていること。					H25 告示第 1048 号第一号
54		地震時に釣合おもり枠に生ずる力が計算されていること。					H25 告示第 1048 号第二号イ
55		釣合おもりの各枠の断面に生ずる短期の応力度が告示に示された式により計算されていること。					H25 告示第 1048 号第二号ロ
56		計算された応力度が令第三章第八節第三款の規定による短期許容応力度を超えていないか、又は、基準強度が令第 90 条関連告示に示されていない鋼材を使用する場合には、その鋼材の規格が定められており、規格の引張強さを 2.0 で除して求めた数値を基準強度としていること。					H25 告示第 1048 号第二号ハ H12 告示第 2464 号第一

57	耐震性の確保（続き）	釣合おもりの構造	おもり片の脱落防止構造は、次のイ又はロとして ること。 イ. 地震力でたて枠にたわみが生じても、おもり片 が脱落しない構造となっていること。 ロ. たて枠のたわみ量は、おもり片と接する部分の 長さが10mm以上確保できていること。					H25 告示第 1048 号第 三号
58		主要な支持部分の耐震構造	令第 129 条の 4 第 1 項に規定された主要な支持部分 に、告示第 1047 号第二号で規定された地震力等に よって生ずる力が計算されていること。 （特別な調査又は研究の結果に基づく地震時の加 速度を考慮した地震力でもよい。） （主要な支持部分としては、主索、主索端部、支持 ばり、機械室なしのガイドレールを含む。）					H25 告示第 1047 号第 一号
59			前項の各主要な支持部分の断面に生ずる短期の応 力度が計算されていること。					H25 告示第 1047 号第 二号
60			計算された応力度が令第三章第八節第三款の規定 による短期許容応力度を超えていないか、又は、 基準強度が令第 90 条又は令第 94 条の関連告示に示 されていない鋼材等を使用する場合には、その鋼材 等の規格が定められており、規格の引張強さを告示 第 1414 号の安全装置作動時の安全率で除して求め た数値を基準強度としていること。 なお、平成 26 年 3 月 31 日付け国住指第 4444 号 の技術的助言の第一第 2 項に示された事項を満た すこと。					H25 告示第 1047 号第 三号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
61	駆動装置、制御盤の昇降路内配置に伴う必要条件	かご及び釣合おもりがその全昇降行程範囲内において、駆動装置、制御盤(開閉式蓋を含む)に接触しないこと。					H12 告示第 1413 号第 1 第三号ハ	
62		駆動装置の点検を要する部分と昇降路壁面までの水平距離は、50 cm 以上であること。					H12 告示第 1413 号第 1 第三号ニ	
63		駆動装置を昇降路の底部に設ける場合は、保守点検時にかご又は釣合おもりの降下又は落下による人身事故を防止するための以下の装置を設けていること。 (1) 昇降路外において、かごの降下を停止することができる装置 (2) 昇降路内において機械的にかごの降下を停止することができる装置 (3) 非常の場合に昇降路内において動力を切る装置 また、かご又は釣合おもりが緩衝器に衝突した場合でも駆動装置等に触れるおそれがないこと。					H12 告示 1413 号第 1 第三号ヘ	
64		駆動装置を昇降路の頂部に設ける場合は、保守点検用に、かごの移動を防止する機械的ストッパーを設けること。					令第 129 条の 8 第 2 項第三号	
65		昇降路の外側から点検するようにした制御盤の蓋又は昇降路点検口の戸は、ドアスイッチを設け、かつ、自動施錠装置又はドアロックスイッチ付施錠装置により、閉め忘れ及び施錠忘れを防ぐ構造であること。					令第 129 条の 7 第一号、令第 129 条の 9 第四号、H12 告示第 1413 号第 1 第三号ホ	
66		制御盤を昇降路内に設ける場合には、非常時に昇降路外からかごを制御できる装置を設置していること。					H12 告示第 1413 号第 1 第三号ホ	
67	駆動装置 & 制御器の移動・転倒防止	駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によって移動転倒しないよう以下の規定に適合すること。 駆動装置等は、機械室の部分又は駆動装置等を支持する台にボルトで緊結していること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。					令第 129 条の 8 第 1 項、H20 告示第 703 号第一号	
68		駆動装置等の支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されていること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。					H20 告示第 703 号第二号	
69		機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上支障となる変形、ひび割れ、損傷が生じないものであること。					H20 告示第 703 号第三号	
70		支持台及び形鋼等は、JIS G3101 に規定する SS330, SS400, SS490 若しくは SS540 又は同等以上の強度を有する鋼材、又は、JIS G5501 に規定する FC250, FC300, FC350 又は同等以上の強度を有する鋳鉄とすること。					H20 告示第 703 号第四号	
71		ボルトは、座金の使用、ナットの 2 重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止め措置を講じたものであること。					H20 告示第 703 号第五号イ	
72		ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度は、告示に掲げられた式に適合するものであること。					H20 告示第 703 号第五号ロ	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
73	制動機	制動機（ブレーキ）が設けられ、以下の機能を有していること。 イ. 定格積載の125%の荷重を保持できること。 ロ. 動力供給が断たれたときには、かごの昇降を停止できること。（積載荷重の125%の場合でも安全に減速、停止させる能力を有すること。）					令第129条の8第2項、H12告示第1429号第1第一号、H12告示第1423号第2第三号	
74	制御器	かご内及びかご上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。（自己保持型であること。）					H12告示第1429号第1第四号	
75		かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する次の装置があること。 イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。 ロ 令第129条の7第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。					令第129条の8第2項、 H12告示第1429号第1第二号及び第三号、 H20告示第1447号	
76		かごの停止位置が75mm以上移動するおそれのある場合に、床合せ補正装置を設けること。					告示第1429号第1第一号	
77	安全装置	〔制動装置〕次に掲げる場合に自動的にかごを制する装置の大臣認定を取得していること。 イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合 ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合					令第129条の10第3項第一号、 令第129条の10第4項	
78		地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がかごの戸を開くことができることとする装置を設けること。					令第129条の10第3項第二号、 H20告示第1536号第1	
79		地震時等管制運転装置は、建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置すること。					H20告示第1536号第2第一号	
80		加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内（かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。）に固定すること。ただし、昇降路に震動が頻繁に生じることにより加速度を検知する上で支障がある場合にあっては、この限りでない。					H20告示第1536号第2第二号	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
81	安全装置	<p>地震時等管制運転装置は、次のイからハまでに適合するものとする。</p> <p>イ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合にあつては、加速度の検知後直ちに、自動的に、かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がかこれらの戸を開くことができるものであること。</p> <p>ロ かごが昇降している場合にあつては、加速度の検知後 10 秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がかこれらの戸を開くことができるものであること。ただし、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させる前に、建築物の基礎に 0.8 m/sec^2 以上の加速度に相当するものが生じた場合その他建築物の構造耐力上主要な部分の変形又は震動によってエレベーターの通常の昇降に支障があるおそれがある場合にあつては、当該支障が起こるおそれがなくなった後 90 秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がかこれらの戸を開くことができるものであること。</p> <p>ハ 加速度の検知後直ちに、その旨をかご内の見やすい場所に表示することができるものであること。</p>					H20 告示第 1536 号第 2 第三号	
82		地震時等管制運転装置には、予備電源を設けること。						H20 告示第 1536 号第 2 第四号
83	安全装置	連絡装置						令第 129 条の 10 第 3 項第三号
84		積載荷重に 1.1 を乗じて得た荷重が作用した場合において警報を発し、かつ出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置						令第 129 条の 10 第 3 項第四号イ
85		停電時でもかご床面で 1 ルクス以上の照度を確保する停電灯						令第 129 条の 10 第 3 項第四号ロ
86		自動着床装置又は操縦機自動復帰構造						H12 告示第 1423 号第 2 第一号
87		過速検出スイッチ						H12 告示第 1423 号第 2 第二号
88		同上の作動速度 \leq 定格速度の 1.3 倍であること。 (ただし、定格速度 45m 以下では、 $\leq 63\text{m}$)						告示第 1423 号第 2 第二号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
89	安全装置	調速機による非常止め装置（定格速度が45m/minを超えるものでは次第ぎき式に限る。また、次第ぎき及び早ぎき式の混在は不可）					H12 告示第 1423 号第 2 第四号イ	
90		定格速度 45m 以下、積載荷重 3,100N 以下で、かつ、昇降行程 13m 以下のエレベーターでは、スラックロープ式非常止め装置					告示第 1423 号第 2 第四号ロ	
91		調速機の作動速度 ≤ 定格速度の 1.4 倍であること。（ただし、定格速度 45m 以下では、≤ 68m）					告示第 1423 号第 2 第四号イ	
92		次第ぎき式非常止め装置の場合、かごの平均減速度が 1.0g 以下であるか。					令第 129 条の 10 第 2 項第二号	
93		かご全質量 + 懸垂物総質量 ≤ 非常止め装置の最大適用質量であること。						
94		スラックロープ式非常止めの主索緩みを検出する部分の設定は、かごが昇降路最上部において下降方向に 1g 加速状態にある場合に、かごから最遠端部分での主索端部外れ状態を検出可能であること。						
95		ディレクショナルリミットスイッチ又は終端階停止装置					H12 告示第 1423 号第 2 第五号	
96		ファイナルリミットスイッチ					H12 告示第 1423 号第 2 第五号	
97		ばね緩衝器（定格速度毎分 60m 以下に限る。）ストロークが規定値以上か。（定格速度 30m では ≥ 3.8 cm、45m では ≥ 6.6 cm、60m では ≥ 10 cm、定格積載量を搭載したかごの荷重の 4 倍が作用したときの下限ストローク）					H12 告示第 1423 号第 2 第六号イ	
98		油入り緩衝器（定格速度毎分 60m 以下での対応とすること可。）					告示第 1423 号第 2 第六号ロ	
99		油入り緩衝器作動時の平均減速度が 1.0g 以下であること。					令第 129 条の 10 第 2 項第一号	
100		油入り緩衝器の最大許容質量範囲内の適用であること。						
101		油入り緩衝器の場合のストロークは、適切であること。					告示第 1423 号第 2 第六号ロ	
102		巻胴式では、スラックロープスイッチを設けること。（検出部は、最遠端での発生した主索緩みを検出可能なこと。）					H12 告示第 1423 号第 2 第七号	
103		頂部安全距離確保スイッチ					H12 告示第 1423 号第 1 第一号ロ	
104	ピット安全距離確保スイッチ（ピット深さが 1.2m 未満の場合）					H12 告示第 1423 号第 1 第一号イ		
105	ピット深さ （右のいずれか）	かごが最下階床面に停止時、かご床下緩衝器受け板と緩衝器とのすき間（ランバイ）及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること。					H12 告示第 1423 号第 1 第一号イ但し書き	
		告示第 1423 号第 1 第一号規定値以上					告示第 1423 号第 1 第一号イ	

